

# 第36回 連盟評議員会開催

(臨時)

## 規約の一部を改正

平成十四年六月八日(土)午後四時よりエソール広島二階「多目的ホール」に於て標記評議員会が開催され、平成十三年度事業会計収支決算、広島県歯科医師連盟規約の一部改正の議案が可決承認された。連盟規約の一部改正により、公益法人である歯科医師会と政治団体である歯科医師連盟の峻別が明確化され、入退会についての規約も明記された。また、連盟事務所は広島県歯科国保会館内に移転することになった。

評議員会は、氏名点呼の後、森本克廣議長と宮本隆正副議長の進行のもと、伊東副会長の開会の辞で始まり、議事録署名者に今田和秀(広島)、戸田康次郎(安佐)の両評議員が指名された。

次に本山会長より「執行部任期も一年を切り、集大成の一年と考える。最後まで、ご支援ご協力をお願いする。平成十三年度事業並びに会計収支はお蔭をもち、当初の目論見通り、順調に執行出来た。一月の理事会等ですでに報告したとおり、国政・首長・県議補選、また、四月に施行された東広島市長選挙を含む全ての選挙において本連盟推薦議員が当選された。先生方のご支

援に改めてお礼申しあげ、日歯連盟関連の訴訟問題については、後程十九日、鹿児島地裁の和解勧告を受け、日歯連盟は鹿児島訴訟において、去る三月二



挨拶する本山会長

本連盟は所属政党を限定したり、問うものではなく、個人の思想信条を第一にしている。但し、我々は医療によって利をなし、健全なる医院経営に努めるのは当然のことである。社団法人である歯科医師会ではその為の政治活動が出来ず、家族・従業員の生活を守るために連盟を組織して、活動を行ってきたところであり、連盟員のみならず、歯科関係者全員がこの恩恵にあずかってきたところである。先生方には、このことを十分ご理解賜り、今後とも絶大なるご支援

### 廣歯連盟ニユース

平成14年  
7月1日  
第108号

発行所  
広島県歯科医師連盟  
広島市中区宝町5-30  
TEL (082) 214-8020  
編集兼発行人 山本忠昭

だいにじにすれば永久歯、  
だいにじにしないと永休止  
KEEP 20 TEETH TILL YOUR 80

8020運動  
80歳で20本以上の自分の歯を保ちましょう

ご協力をお願いする。次期参議院選挙については日歯連盟に、次期参議院議員選挙候補者選考のため、参議院比例代表選挙候補者選考委員会を設置することになった。中国地区から二名の委員の選出依頼があり、岡山県の奥連盟会長と私が中国地区代表として選出された。

次に大阪府と鳥取県歯科医師連盟の新聞報道について。本年四月、大阪府歯科医師連盟が政治資金規正法違反の容疑で警察の事情聴取を受けるといふ実態が発生し、新聞等のマスコミで報じられた。後

程、三戸理事長から詳細なる報告があるかと思うが、各支部においては献金や寄付金等の取り扱いには十分注意されたい。また、鳥取県歯科医師連盟については、去る五月三十日付朝日新聞に、会員の福祉厚生事業を、歯科医師会から歯科医師連盟に移管し、基金など約四億円を譲渡したとして、政治資金規正法に抵触するおそれがあると報じた。本連盟としては、本日規約の一部改正のところにありますとお

六月八日(土)午後三時より県歯三戸理事長より次のような報告が会館四階「会議室」に於て標記理事あつた。会が開催された。

谷本副会長の開会の辞で始まり、本山会長より「平成十三年度の事業と会計収支が順調に執行できたことに対し改めてお礼申し上げます。歯科医師会は公益法人で不特定多数の方のためのものだが、連盟は家族、従業員の生活を守り、私達個人個人の医院経営のためのものである。本日は慎重審議をよろしくお願いします」と挨拶があつた。

### 第1回理事会開催

- (1) 一般会務報告
  - (2) 日歯連盟関係報告
  - (3) その他
- 続いて協議事項に入り次の協議を行った。
- (1) 平成十三年度事業会計収支決算について
  - (2) 規約の一部改正について
  - (3) 支部活動について
  - (4) 第三十六回(臨時)評議員会の取り運びについて
  - (5) その他
- 以上、可決承認された。

最後に伊東副会長の閉会の辞で終了し、了した。

の報告があつた。続いて、議事事項の審議に入り

**第一号議案** 平成十三年度広島県歯科医師連盟並びに自民党広島県歯科医師支部・大島よしひさ・中原 爽各事業会計収支決算の承認を求める件

(決算書は別掲)

### 平成十四年度 連盟ニユース事業計画

- ① 県歯連盟評議員会・理事会・常任理事会に対する取材活動
- ② 日歯連盟評議員会に対する取材活動
- ③ 県歯連盟会長との対談
- ④ 来年一月予定の広島市長選挙に対する取材活動
- ⑤ 県歯・日歯連盟からの情報と資料の収集

以上の活動に基づき随時、新聞を発行する。

広島県歯科医師連盟規約を一部改正

新旧条文対照表

第三十六回評議員会で規約の一部改正が執行部より次のように提案され承認された。

改正理由
本連盟は設立以来、広島県歯科医師会会員をもって組織し、歯科医師の業権の確保や歯科医療の発展向上のために、政治力の強化を図ってきたところであり、

改正条文
(名称及び事務所の所在地)
第一条 本連盟は、広島県歯科医師連盟と称し、事務所を広島市中区宝町五番三十号広島県歯科国保会館内に置く。

現行条文
(名称及び事務所の所在地)
第一条 本連盟は、広島県歯科医師連盟と称し、事務所を広島市中区富士見町一丁目九番九号広島県歯科医師会館内に置く。

(組織並びに連盟員)
第二条 本連盟は、広島県歯科医師会(以下「本会」という。)の会員をもって組織する。

(目的)
第三条 本連盟は、会員相互の緊密な協力により、政治力を強化し、歯科医師の業権の確保とその発展をはかることに、本会の事業の目的を達成するために、必要な政治活動を行うことを目的とする。

(連盟員の権利義務)
第五条 連盟員は、本規約により(以下省略)
(一) 連盟員に対し、特別な事情のある者に対し、支部から申し出のあった場合は、理事会の決定により、前項の会費及び負担金を減免することができる。

(役員)
第六条 本連盟は執行機関とし、
(一) 会長は、本会会長又は本会会長が、評議員会の同意を得て推薦したものがこれに当る。

平成十四年度 連盟会務報告

(平成十四年一月二十七日)五月三十一日

Table with 2 columns: Date and Event/Person. Includes dates like 2月8日, 3月5日, 3月27日, 3月29日 and names like 岸田文雄衆議院議員, 林 正夫後援会総会, 亀井静香衆議院議員.

平成13年度 広島県歯科医師連盟会計決算書

(平成14年3月31日現在)

【収入の部】

Income Statement Table with columns: 科目, 予算額, 収入済額, 予算との差額, 摘要. Includes items like 1.会費, 2.寄付金, 3.雑収入, 4.繰越金.

【支出の部】

Expense Statement Table with columns: 科目, 予算額, 予算現額, 支出済額, 予算との差額, 摘要. Includes items like 1.経常経費, 2.積立金, 3.政治活動費, 4.予備費.

(上記支出科目中、款内各項目間の流用はこれを妨げない。)

て、次の役員を置く。
会長 一名
副会長 三名
理事長 一名
理事 二名以内
監事 三名
(うち若干名を常任理事)
(二、四項省略)
(役員及び予備評議員を兼ねることができない)
(役員及び予備評議員の任期)
第八條 役員及び予備評議員の任期は三年とする。
(公務執行についての会議)
第十一條 本連盟の公務執行についての会議は、常任理事会、理事会とし、会長がこれを招集し、議長となる。
(支部組織)
第十三條 本連盟は郡市区歯科医師会の地域を基準として支部を設ける。
(議決機関)
第十二條 本連盟の議決機関は、評議員会とする。
(除名その他の制裁)(追加条文)
第十八條 本連盟の連盟員が、評議員会理事会の決定事項に反対する行動をなし、その他本連盟の目的達成を妨げるおそれのある行為をなしたときは、戒告をなし、これに従わない場合は除名することができる。
(規約変更)
第十八條 本規約は、評議員会の議決がなければ変更することができない。